

環境技術実証事業実施要領 新旧対照表

平成23年度	平成24年度
序 総則 1. 目的 環境技術実証事業（以下、実証事業）は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、<u>その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。</u> 2. 「実証」の定義 本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、<u>環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）</u>を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。	序 総則 1. 目的 環境技術実証事業（以下、「<u>実証事業</u>」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、<u>その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）</u>についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、<u>環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。</u> 2. 「実証」の定義 本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の<u>環境保全効果等</u>を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

3. 費用分担等に関する基本的考え方

本実証事業においては、各技術分野につき、実証システムが確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制に移行する（以下、「手数料徴収体制」という）。本実施要領ではこれ以降、国負担体制（第1部）及び手数料徴収体制（第2部）に分けて、実施方法を規定する。

平成23年度、各体制で実施する技術分野は以下のとおり。

- 国負担体制：地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術（反射板、拡散板等））
- 手数料徴収体制：小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）、自然地域トイレし尿処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、VOC簡易測定技術分野

3. 実施体制

本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制（以下、「手数料徴収体制」という）に移行する。

各体制で実施する技術分野は以下のとおり。

- 国負担体制：地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術（反射板、拡散板等））
- 手数料徴収体制：小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）、自然地域トイレし尿処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、VOC等簡易測定等技術分野

なお、実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の性能等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。 4. 実施方法に関する特例措置 環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、当該技術分野の事業実施において、第2部の規定によらず、それらの課題の解決を優先することができる。<u>ただしその場合にも、第1部の体制を継続するのではなく、環境技術実証事業検討会や分野別WGの助言を踏まえつつ最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。</u> 5. 情報公開等に関する基本的考え方 <u>環境省及び参画機関は</u>、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発	<u>4. 対象技術分野</u> 環境省は、<u>本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。</u> <u>5. データの活用</u> 実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。 <u>6. 実施方法に関する特例措置</u> 環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、当該技術分野の事業実施において、3の規定によらず、手数料徴収体制への移行にそれらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。<u>ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。</u> <u>7. 情報公開等に関する基本的考え方</u> <u>環境省、実証運営機関及び実証機関は</u>、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。
---	--

に努めることとする。 環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体の実施する類似の環境関連の技術実証制度等や認証制度についての情報を随時収集し、<u>ポータルサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする</u>。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努める。	環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、<u>ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする</u>。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。
第1部 国負担体制による実施方法 第1章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、<u>実証試験要領の作成、実証機関の選定、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う</u>。	第1章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、<u>実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という）の策定・改定、実証試験要領の承認、実証機関の選定の承認、実証試験結果報告書の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う</u>。また、<u>方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う</u>。 2. 実証運営機関 <u>（1）環境省は、実証運営機関として、1機関を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が実証運営機関となることができる。この場合、必要に応じて、本実施要領の「実証運営機関」を「環境省」に読み替える。</u>

2. 環境技術実証事業検討会 <u>環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証事業検討会」(以下、「実証事業検討会」という。)は、環境省が行う事務をはじめとして、実証事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</u>	<u>(2) 実証運営機関は、各実証機関の事業実施結果(実証試験結果報告書を含む)に関する評価、本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動、技術分野の設定のための調査・検討、本実施要領の改定案の作成、実証試験要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、ロゴマーク及び実証番号の交付事務の補佐、本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等、並びに事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、実証試験方法の技術開発を行うことができる。</u> 3. 環境技術実証事業運営委員会 <u>(1) 実証運営機関は、環境技術実証事業運営委員会(以下、「実証事業運営委員会」という。)を、実証運営機関に設置する。</u> <u>(2) 実証事業運営委員会は、有職者(学識経験者、ユーザー等)により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。</u> <u>(3) 実証事業運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、非公開とすることができる。</u> <u>(4) 実証事業運営委員会は、実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</u> <u>・各実証機関の事業実施結果(実証試験結果報告書を含む)に関</u>
--	---

3. <u>分野別ワーキンググループ（WG）</u> <u>環境省（各部局）により設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、分野別WGは当該分野に関する専門的知見に基づき、実証事業検討会を補佐する。</u> <u>なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。また、より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大ワーキンググループ（ステークホルダー会議）を開催することができる。実証機関の選定手続きの審議に係る分野別WGや拡大ワーキンググ</u>	<u>する評価</u> <u>・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動</u> <u>・本実施要領の改定案の作成</u> <u>・実証試験要領の策定又は改定</u> <u>・実証機関の選定</u> <u>・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し</u> <u>・本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等</u> <u>・その他事業の運営に係る事項</u> <u>（5）事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。</u>
--	---

<u>ループについては、議論の内容に企業秘密を含む場合があることから、非公開とすることができる。</u> 4. 実証機関 <u>実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告を行う。実証機関は、予算の範囲内において、各技術分野に複数設置することができる。</u> 5. 技術実証委員会 <u>実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</u>	4. 実証機関 <u>（１）環境省は、実証機関として、各技術分野に原則１機関を設置する。ただし、実証事業の円滑な実施に当たり、複数の実証機関を設置することが必要と認められる場合には、複数の実証機関を設置することができる。この場合、実証試験要領案の作成等を代表して行う実証機関を任命することができる。</u> <u>（２）実証機関は、実証試験要領案の作成、実証手数料の詳細額の設定及び徴収（手数料徴収体制の分野に限る。）、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の設定・審査、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。</u> 5. 技術実証検討会 <u>（１）実証機関は、技術実証検討会を実証機関に設置する。</u> <u>（２）技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者（学識経験者、ユーザー等）により構成する。</u> <u>（３）技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証試験要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の</u>
---	---

6. 実証試験方法開発機関 <u>環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、実証試験方法の技術開発を適切な機関に依頼することができる。</u> 第2章 対象技術分野の選定 <u>1. 環境省は、実証事業検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証事業の対象となる技術分野を選定する。</u> (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野 (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野 (3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分	<u>作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。</u> <u>(4) 各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に技術実証検討会分科会を設置し、検討を行うことができる。</u> 第2章 対象技術分野の設定 <u>1. 環境省は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術分野を定める。技術分野の選定にあたっては、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、以下の観点を踏まえることとする。</u> (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から技術実証に対するニーズのある技術分野 (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野 (3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分
--	--

野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等を実施されているが、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。） （４）実証が可能である技術分野 ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野 ② 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野 （５）環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野 ２．環境省は、一度選定した対象技術分野について、１．に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ<u>実証事業検討会</u>の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。 ３．環境省は、平成<u>２２</u>年度に対象とした技術分野について、<u>分野別WG</u>における議論を踏まえつつ、実証試験要領等の実施体制を見直した上で、必要に応じ、<u>２３</u>年度以降も引き続き対象技術分野とす	野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。） （４）実証が可能である技術分野 ① 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術分野 ② 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野 （５）環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野 ２．環境省は、一度選定した対象技術分野について、１．に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ<u>実証事業運営委員会</u>の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。<u>また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。</u> ３．<u>実証運営機関は、実証対象とされていない技術について、１．の観点を踏まえつつ、環境省の同意を得て、次年度以降において速やかに実証試験を実施することができるよう、準備を行うことができ</u>
--	--

ることができる。	る。 第3章 実証運営機関の選定 1. 実証運営機関の選定の手続 (1) 環境省は、実証運営機関を募集する。 (2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。 (3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を検討し、実証運営機関を選定する。 (4) 環境省は、(3) で選定された実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。 2. 実証運営機関選定の観点 実証運営機関の選定に当たっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。 (1) 実証運営機関業務に対する姿勢 ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。 (2) 組織・体制 ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保さ
-----------------	---

	<u>れていること</u> ・ <u>組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること</u> ・ <u>JISQ 9 0 0 1 (ISO 9 0 0 1)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること</u> ・ <u>構築した品質管理システムを文書化し実施すること</u> ・ <u>定期的な内部監査を実施すること</u> ・ <u>実証運營業務にかかる記録の保持を実施すること</u> <u>(3) 技術的能力</u> ・ <u>環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること</u> <u>(4) 業務の実施方法等</u> ・ <u>業務の実施方法、実施計画が適正であること。</u> <u>(5) 公平性の確保</u> ・ <u>実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと</u> ・ <u>実証運營業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関、実証申請者等により異なるおそれがないこと</u> ・ <u>実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続において、実証機関に対し、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと</u> <u>(6) 公正性の確保</u> ・ <u>特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運營業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと</u>
--	---

第3章 実証機関の選定 1. 実証機関の<u>選定の手続き</u> (1) <u>環境省</u>は、対象技術分野毎に、<u>分野別WGで検討の上</u>、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。 (2) 実証機関となることを希望する機関は、<u>環境省</u>の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関	・ <u>特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと</u> ・ <u>特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと</u> ・ <u>実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること</u> (7) <u>経理的基礎</u> ・ <u>実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること</u> ・ <u>定期的に会計監査を実施すること</u> (8) <u>経費積算等の妥当性</u> ・ <u>環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること</u> 第4章 実証機関の選定 1. 実証機関の<u>選定手続</u> (1) <u>実証運営機関</u>は、対象技術分野毎に、<u>実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ</u>、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。 (2) 実証機関となることを希望する機関は、<u>実証運営機関</u>の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関
--	--

係書類を、<u>環境省</u>に提出し申請する。 (3) <u>環境省</u>は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、<u>分野別WGでの検討も踏まえつつ</u>、予算の範囲内において、実証機関を選定する。 (4) 環境省は、(3) で<u>選定した</u>実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、<u>第1部第7章の規定に従い</u>、実証を行う。 ※ 対象技術分野によっては、前年度までに実証機関として実証事業（モデル事業の間も含む）に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合、当該機関が、(1) の募集期間内にその旨を環境省の定める様式にて環境省に通知することをもって、(2) の申請に代えることができる。 2. 実証機関選定の観点 実証機関の選定に<u>当たっては</u>、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。 (1) 組織・体制 ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ 9 0 0 1 (ISO 9 0 0 1)「品質マネジメントシステム要求	する関係書類を<u>実証運営機関</u>に提出し、申請する。 (3) <u>実証運営機関</u>は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、<u>実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ</u>、予算の範囲内において、実証機関を選定する。<u>実証機関の選定結果については、環境省に報告し、承認を受ける。</u> (4) 環境省は、(3) で<u>選定された</u>実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、<u>本実施要領の規定に従い</u>、事業を行う。 2. 実証機関選定の観点 実証運営機関は、実証機関の選定に<u>当たり</u>、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。 (1) 組織・体制 ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ 9 0 0 1 (ISO 9 0 0 1)「品質マネジメントシステム要求
---	--

事項」、JISQ 1 7 0 2 5 (ISO/IEC 1 7 0 2 5)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に<u>かかる</u>記録の保持を実施すること (2) 技術的能力 ・技術分野に関する十分な実績を有していること * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない） * 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記 (1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する<u>など</u>により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること (3) 公平性の確保 ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持<u>手続き</u>が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと	事項」、JISQ 1 7 0 2 5 (ISO/IEC 1 7 0 2 5)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に<u>係る</u>記録の保持を実施すること (2) 技術的能力 ・技術分野に関する十分な実績を有していること * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない） * 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記 (1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する<u>等</u>により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。 (3) 公平性の確保 ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続において、実証申請者によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持<u>手続</u>が、実証申請者
---	--

(4) 公正性の確保 ・ 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・ <u>実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと</u> ・ 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること (5) 経理的基礎 ・ 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・ 定期的に会計監査を実施すること (6) 経費積算等の妥当性 ・ 環境省が定める仕様にに基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること	等によって異なるおそれがないこと (4) 公正性の確保 ・ 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・ <u>特定の実証申請者等との利害関係により、実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと</u> ・ 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること (5) 経理的基礎 ・ 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・ 定期的に会計監査を実施すること (6) 経費積算等の妥当性 ・ 環境省が定める仕様にに基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること ・ <u>手数料徴収体制の分野にあっては、手数料予定額が、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること</u>
第4章 実証試験要領の策定 1. 環境省は、別紙1「実証試験要領の構成」を参考に、<u>分野別WG</u>	第5章 実証試験要領の策定又は改定 1. <u>実証試験要領案の作成</u> <u>実証機関は</u>、別紙1「実証試験要領の構成」を参考に、<u>技術実証</u>

<u>で検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。</u> ※ 別紙1のうち、「手数料の項目」については、本要領第2部のみに関係する項目であるため、第1部に該当する技術分野では考慮する必要はない。 <u>なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。</u>	<u>検討会の検討・助言を踏まえ、実証試験要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。ただし、実証事業の円滑な実施に当たり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証試験要領案の作成を行うことができる。</u> <u>なお、手数料徴収体制として実施される技術分野における実証機関は、第13章に規定する申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証試験要領案の中で提示する。</u> <u>2. 実証試験要領の策定</u> <u>実証運営機関は、実証機関から1.の提出があった場合には、必要に応じて実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省の承認を得て、実証試験要領として策定する。</u> <u>実証運営機関は、実証試験要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。</u> <u>3. 実証試験要領の改定</u> <u>実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ改定を行うものとする。この場合においては、1.及び2.の手続を準用する。</u>
---	--

2. 環境省は、ある実証項目に関し適切な実証試験の方法が無い場合等には、実証試験方法開発機関に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

第5章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

(1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。実証申請者は、実証機関に申請することとする。

(2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験

第6章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定手続

(1) 手数料徴収体制の技術分野においては、対象技術の公募にあたり、実証機関は、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、環境省に報告する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、(2)の公募に当たり明示する。

(2) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。実証申請者は、実証機関に実証申請書を提出し申請することとする。

なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募期間を設けることとするが、試験実施可能な季節が限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。

(3) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験

要領において定めることとする。 <u>(3) 実証機関は、申請された技術の中から、2. の観点</u>を考慮し、<u>技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。</u> (4) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。 2. 対象技術選定の<u>観点</u> 対象技術の<u>選定</u>に当たっては、<u>技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、以下の各観点を踏まえて総合的に判断する。また、環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</u> (1) 形式的要件 ① 申請技術が、対象技術分野に該当するか	要領において定めることとする。 <u>(4) 実証機関は、申請された技術の中から、2. の要件</u>を考慮し、<u>必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて選定し、選定した対象技術について、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。</u> <u>(5) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての<u>実証</u>申請者（対象技術に選定されなかった技術の<u>実証</u>申請者も含む）及び実証運営機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。</u> 2. 対象技術選定の<u>観点</u> 対象技術の<u>選定</u>に当たっては、<u>技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</u> (1) 形式的要件 ① 申請技術が、対象技術分野に該当するか
--	---

② 申請内容に不備は無いか ③ 商業化段階にある技術か ④ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか (2) 実証可能性 ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか (3) 環境保全効果等 ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ② 副次的な環境問題等が生じないか ③ <u>高い</u>環境保全効果が見込めるか ④ 先進的な技術であるか 第6章 実証試験計画の策定 1. 実証機関は、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、<u>技術実証委員会</u>で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べることができることとする。 2. 実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について合	② 申請内容に不備は無いか ③ 商業化段階にある技術か ④ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか <u>(国負担体制の分野に限る)</u> (2) 実証可能性 ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか ③ <u>実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか</u> <u>(手数料徴収体制の分野に限る)</u> (3) 環境保全効果等 ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ② 副次的な環境問題等が生じないか ③ 環境保全効果が見込めるか ④ 先進的な技術であるか 第7章 実証試験計画の策定 1. 実証機関は、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、<u>技術実証検討会</u>の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。 2. 実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について合
---	--

意承諾した旨の文書を提出することとする。 3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。 第7章 実証試験の実施 1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び実証試験計画に基づき、実証試験を行う。 2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関	意承諾した旨の文書を提出することとする。 3. 1.において、ある対象技術について、当該対象技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。 第8章 実証試験の実施 1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び実証試験計画に基づき実証試験を行う。 2. 手数料徴収体制の分野にあつては、<u>実証機関は、実証試験の開始前に、技術毎に当該実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。</u> 3. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関
---	--

は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。 <u>3. 実証機関は、以下の要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証試験の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。</u> (1) 実証試験を省略させることができる旨が実証試験要領に明記されていること (2) 実証試験計画に実証試験を省略させる範囲が明記されていること (3) 当該データの取得機関及び当該データの品質の基準につき、実証試験要領に明記されており、この基準をクリアしていること 第8章 実証試験結果報告書の作成 1. 実証機関は、<u>技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証</u>	は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。 <u>4. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証試験の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。</u> (1) 実証試験を省略させることができる旨が実証試験要領に明記されていること (2) 実証試験計画に実証試験を省略させる範囲が明記されていること (3) 当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証試験要領に明記されており、この基準をクリアしていること <u>5. 手数料徴収体制の分野においては、やむを得ない理由により実証試験が完了できないと見込まれる場合、又は、実証試験途中における実証試験計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。</u> 第9章 実証試験結果報告書の作成 1. 実証機関は、<u>技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証試験結果報告書を取りまとめ、実証運営機関の広報・普及啓発及び適正な</u>
--	--

試験結果報告書の作成の際には、<u>実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。</u> 2. <u>実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知を行う。</u>なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、実証機関を通じ、速やかに、第1部第10章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。 3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、<u>公開するものとする。</u>	環境保全効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。<u>実証試験結果報告書の承認に当たって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べることとする。</u>また、実証試験結果報告書の作成の際には、<u>実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従い、環境技術のユーザーの利便性向上に配慮するものとする。</u> 2. 環境省は、実証試験結果報告書を承認した場合は、<u>実証運営機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者へ通知する。</u>なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、実証運営機関を通じ、速やかに、第11章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。<u>なお、ロゴマーク及び実証番号の交付事務は実証機関が行う。</u> 3. 環境省は、全ての実証試験結果報告書について、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定により<u>ウェブサイト</u>に公開する。
第9章 ウェブサイトの作成 1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。	第10章 ウェブサイトの作成 1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。

2. 環境省は、実証試験要領、実証試験計画、実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、<u>環境技術実証事業検討会等による議論の状況等</u>の関連情報を随時登録し情報提供することとする。 3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。 <u>第10章 ロゴマークの使用</u> 1. 目的 本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）として定める。 2. ロゴマークの構成 (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別	2. 環境省は、実証試験要領、実証試験計画及び実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。 3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信に努めることとする。 <u>4. 実証運営機関は、コンテンツ作成等を行う。</u> <u>第11章 ロゴマーク等の使用</u> 1. 目的 本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）として定める。 2. ロゴマークの構成 (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術分野共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術分野ごとの固有の情報を記載したもの（以
---	---

ロゴマーク」という。) からなる。 (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、<u>分野別WGで検討の上、環境省が決定する。</u> 3. ロゴマークの使用 (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。 (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。 ① 本実証事業を新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること (3) 上記（2）以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望	下、「個別ロゴマーク」という。) からなる。 (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術分野ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、技術分野ごとに統一することとし、<u>実証機関において、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。</u> 3. ロゴマークの使用 (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。 (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。 ① 本実証事業を新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること (3) 上記（2）以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望
--	--

する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

(1) ロゴマークの表示方法

- ① 共通ロゴマークの配色は別紙3に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) へのホットリンクとする。

(2) 実証ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
* 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリー

する場合は、環境省と協議することとする。

4. 表示方法

(1) ロゴマークの表示方法

- ① 共通ロゴマークの配色は別紙3に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) へのホットリンクとする。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
* 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリー

ズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

ズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。また、実証機関及び実証運営機関は、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。

6. 経過措置

本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

第11章 知的財産の扱い

1. 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。
2. 実証試験の実施の成果により新たに産業技術力強化法第19条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。
3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第12章 費用分担

本実証事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とす

第12章 知的財産の扱い

1. 実証運営機関及び実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。
2. 実証試験の実施の成果により新たに産業技術力強化法第19条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。
3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第13章 費用分担

1. 国負担体制の分野においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する

る。 詳細については、実証試験要領で定める。 第13章 免責事項 1. 本実証事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。 2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境	<u>測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費。以下、本章において同じ。）及びその他の費用（実証事業運営委員会、技術実証検討会の運営費用等。以下、本章において同じ。）は環境省の負担とする。</u> <u>2. 手数料徴収体制の分野においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担とする。なお、実証試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。</u> <u>3. 費用負担の詳細については、実証試験要領で定める。</u> 第14章 免責事項 1. 本実証事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。 2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境
--	---

省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。 3. 実証試験結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。 4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。 5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の当実証事業関係機関は責任の一切を負わない。	省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。 3. 実証試験結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。 4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。 5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の当実証事業関係機関は責任の一切を負わない。
第14章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映 1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の実施状況、成果について、<u>各参加主体の代表の参加も得つつ、環境技術実証事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。</u>また、実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。 2. <u>実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。</u>	第15章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映 1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の実施状況、成果について、<u>実証運営機関が開催する実証事業運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。</u>また、実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。

	第16章 その他 実証運営機関及び実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。 <u>附 則 （適用期日、移行措置等）</u> （1） <u>本実施要領は平成24年4月1日から適用する。</u> （2） <u>本実施要領適用開始年度においては、本実施要領第5章の規定にかかわらず、平成23年度に選定された各技術分野において、平成23年度に策定した実証試験要領を、同章の規定により策定及び承認されたものとみなすことができる。</u> （3） <u>環境省は、本実施要領の適用前において、平成24年度の実証機関を選定することができる。この場合、環境省は第4章1.の規定を斟酌して選定することとし、選定された実証機関は、当該規定により選定されたものとみなす。</u>
第2部 手数料徴収体制による実施方法 第1章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定、運営管理を行う。	（上記にまとめて記載したことに伴い、削除）

以下、省略